

沖縄県石垣市と奈良県橿原市との生物多様性保全活動に関する協定書

沖縄県石垣市（以下「甲」という。）と奈良県橿原市（以下「乙」という。）とは生物多様性保全活動に関して、相互の人的及び知的資源の交流並びに物的資源の活用を図り、多岐にわたる分野において連携し、かつ、協力していくため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、生物多様性保全活動に関する分野において密接に連携し、かつ、多様な手段で積極的に協力し合うことで、学術研究の成果を地方行政の現場において実践的に発揮し、生物多様性戦略に基づいたまちづくりの推進に寄与するとともに、地方行政の実情を踏まえた視点及び経験を学術研究に還元し、学術研究の深化に資すること並びに人的ネットワークの構築を目的とする。

（連携及び協力の具体化）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携及び協力を伴う事業を積極的に実施するものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、相互の生物多様性保全活動に資するものとする。
- 3 その他具体的な分野及び内容その他必要な事項については、別途協議する。

（経費）

第3条 甲及び乙が、連携及び協力して行う生物多様性保全活動事業に要する経費については、個別の事業ごとに協議の上、その適正な負担割合を算出するものとする。

（体制）

第4条 甲及び乙の生物多様性保全活動に関する連携及び協力を円滑かつ効果的に進めるために、甲及び乙に連絡調整の窓口を設置する。

（情報の取扱い）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく事業の実施に当たり、相互に提供し、又は知り得た当該事業の成果に関する情報の一切について、書面による相手方の事前の同意なしに、第三者に開示又は遺漏してはならない。

（知的財産権）

第6条 この協定に基づく事業の実施によって知的財産権が生じた場合の権利の帰属、取扱い等については、甲及び乙が協議の上、別途その取扱いを定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日から発効するものとし、甲及び乙のいずれかから特段の申し出がない限り、継続するものとする。

(その他)

第8条 この協定書に定めるもののほか、成果の利用条件その他の合意が必要な事項については、甲及び乙が協議して別に定める。